

# 令和7年度 第3回 瀬戸市水道事業経営審議会 次第

令和8年3月4日（水）

午後3時から

瀬戸市役所 北庁舎4階

庁議室

## 1 開会

## 2 議事

(1) 瀬戸市水道事業給水条例の改正について（資料1）

(2) 県内水道事業者の料金改定の動向（資料2）

(3) 令和8年度当初予算（案）について（資料3）

## 3 その他

## 4 閉会

## 瀬戸市水道事業給水条例の一部改正について

### ■ 条例改正の理由

水道事業の健全な経営を維持し、安全で安心な水を安定して供給するため、水道施設の更新を計画的に進めるうえで必要な財源の確保及び社会経済情勢の変化に左右されにくい料金体系へと移行することにあたり、条例中所需の事項を改正するため

### ■ 条例改正の概要

#### (1) 主な内容

水道料金（2か月当たり・税抜）について、次のとおり改正。

ア 用途別料金体系から口径別料金体系へ変更し、基本水量制を廃止。

イ 水道料金について、超過料金を従量料金に改め、口径別に基本料金及び従量料金を設定し、メーター使用料を廃止。

#### 改正前

用途	基本料金	超過料金（1m <sup>3</sup> 当り）				
		1から 20まで	21から 40まで	41から 100まで	101から 200まで	201以上
家庭用	1,950円	0円	155円	200円	255円	255円
営業用	1,950円	0円	170円	210円	255円	280円
湯屋営業用	1,510円	0円	80円	80円	80円	80円
散水用	2,590円	0円	170円	210円	255円	280円
臨時用	2,590円	0円	170円	210円	255円	280円

口径	メーター使用料	口径	メーター使用料
13mm	40円	50mm	360円
20mm	50円	75mm	500円
25mm	80円	100mm	600円
40mm	160円	150mm	1,900円



#### 改正後

口径	基本料金	従量料金（1m <sup>3</sup> 当り）				
		1から 20まで	21から 40まで	41から 100まで	101から 200まで	201以上
13mm	2,030円	60円	200円	270円	320円	350円
20mm	2,490円					
25mm	2,740円					
40mm	2,990円					
50mm	8,320円					
75mm	13,090円					
100mm	13,860円					
150mm	29,650円					

#### (2) 経過措置

令和10年3月までの料金については、従量料金中「1m<sup>3</sup>から20m<sup>3</sup>まで 60円」を「1m<sup>3</sup>から20m<sup>3</sup>まで 0円」とする。

#### (3) 施行期日

令和8年4月1日



安全で安心な水道水を安定して供給できるよう、そして持続可能な水道事業運営を見据えた財源の確保を図るため、水道料金の改定を行います。

なお、料金改定による急激な負担増加を和らげるため、従量料金部分を段階的に改定する「経過措置」を2年間設定します。

※新料金については、令和8年7月検針分(3期分)から適用になります。

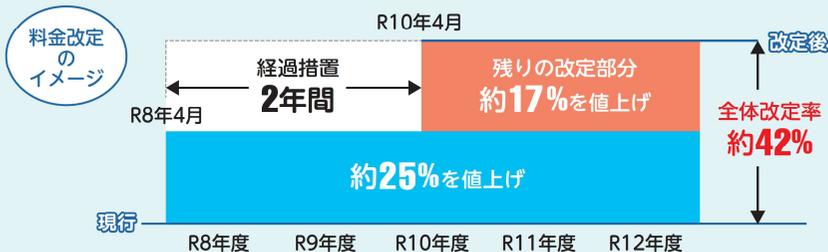
## 経緯・理由

市の水道事業は、これまで安定した経営を行ってまいりましたが、給水人口の減少や節水機器の普及、ライフスタイルの変化により、収益は減少傾向にあります。

このような中、令和4年度決算において、安定した経営を行うための指標が悪化したことを受け、市では令和6年2月に瀬戸市水道事業経営審議会に諮問を行い、水道料金の改定について慎重に審議を重ねてきました。

その結果、令和7年5月に答申を受領し、令和7年12月定例会において条例改正の承認を得て、消費税による改正を除いては平成9年以来、28年ぶりとなる料金改定を行うことになりました。

**内容** 令和8年4月から令和10年3月までの2年間、値上げが段階的になるよう経過措置を実施します。



※上記改定率は平均値であり、口径や水道使用量により改定率は異なります。

## 料金体系

料金体系は、これまで用途別に基本料金と超過料金の「二部料金制」を採用してきましたが、料金改定後はメーター口径(給水能力)による区分へ変更します。

また、水道普及時に導入した基本水量制(20m<sup>3</sup>/2か月までは同料金)は、廃止します。

**変更** 用途別から口径別へ

**廃止** 基本水量制(20m<sup>3</sup>/2か月以下同料金)

家庭用 営業用 水道メーター口径

## 料金改定後の水道料金

### ■ 現行 (2か月/税抜)

用途	基本料金	超過料金 (1m <sup>3</sup> あたり)				
		1m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで	21m <sup>3</sup> から40m <sup>3</sup> まで	41m <sup>3</sup> から100m <sup>3</sup> まで	101m <sup>3</sup> から200m <sup>3</sup> まで	201m <sup>3</sup> 以上
家庭用	1,950円	0円	155円	200円	255円	255円
営業用	1,950円	0円	170円	210円	255円	280円
湯屋営業用	1,510円	0円	80円	80円	80円	80円
散水用	2,590円	0円	170円	210円	255円	280円
臨時用	2,590円	0円	170円	210円	255円	280円

口径	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm
メーター使用料	80円	100円	160円	320円	720円	1,000円	1,200円	3,800円

### ■ 改定後 (2か月/税抜) (経過措置期間:令和8年4月~令和10年3月)

口径	基本料金	従量料金 (1m <sup>3</sup> あたり)				
		1m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで	21m <sup>3</sup> から40m <sup>3</sup> まで	41m <sup>3</sup> から100m <sup>3</sup> まで	101m <sup>3</sup> から200m <sup>3</sup> まで	201m <sup>3</sup> 以上
13mm	2,030円	60円 (※0円)	200円	270円	320円	350円
20mm	2,490円					
25mm	2,740円					
40mm	2,990円					
50mm	8,320円					
75mm	13,090円					
100mm	13,860円					
150mm	29,650円					

※経過措置期間中は、1m<sup>3</sup>から20m<sup>3</sup>までの従量料金が0円となります。

※メーター使用料は廃止します。※基本料金と従量料金に変わります。

詳細はこちら▶



## 説明会

料金改定の内容について説明します。どなたでも参加できます。

日時	場所
①2月21日(土)午前10時~11時	市役所4階 大会議室
②2月25日(水)午後6時~7時	

今回の料金改定後も、安定した水道事業の経営を行っていくため、引き続き水道事業経営審議会で議論を重ねていきます。



# 料金改定についてのQ&A

ご意見・ご質問

回答

なぜ、この時期に料金改定を行うのですか？



水道管や配水場などの施設更新に必要な費用の確保に努めてきましたが、想定を超える物価高騰や人件費の増加などを受け、通常の運営以外の費用確保が困難という見通しとなりました。安全で安心な水道水を提供するために、令和5年に料金改定の検討を始め、行うこととしたものです。

料金改定をしないと、どうなるのですか？

水道施設の更新や耐震化に必要な資金が確保できず、漏水や断水の危険性が大きくなり、「安全で安心な水道水」を提供することができなくなる恐れがあります。



今回改定をしたら、もう改定しなくて済むのですか？

今回の料金改定により、一時的に経営状況は改善しますが、「収入の減少」と「費用の増加」の傾向は続くことが見込まれます。今後の水道料金も、収入と支出のバランスなどにより見直しの有無を毎年度検討していくことになります。

収入が不足するなら、市の税金や国からの補助金を充てればいいのか？



市の税金については、総務省が定めている「地方公営企業操出金」に基づいて一部、市の一般会計から予算を繰り入れていますが、その他は、水道料金収入などを基に経営を行っています。国からの補助金は、これまで要件を満たさず、利用できませんでしたが、水道事業の所管が厚生労働省から国土交通省に移行されたことで、施設更新に関する補助が拡充されたため、積極的に活用していきます。

借金を増額すれば、料金改定をしなくてもいいのではないですか？

耐用年数を迎えるごとに生じる施設更新で借金をすると、利息分を含めた支払は後の世代が負担することになります。今後の給水人口が減少する状況を考えると、後の世代になるほど過度な負担となる恐れがあるため、できる限り借金をしない経営方針としています。



料金改定をする前に、経営努力で経費の削減に取り組むべきではないのですか？

人員数削減や施設の統廃合などの経営努力により、平成9年から料金改定を実施せずに事業運営を行ってきました。今後も業務の効率化や施設の適正化など、経営努力を続けてまいります。

他にも、水道料金改定に関するQ&Aをまとめました。

詳細はこちら▶



# 水道料金の改定について

令和8年（2026年）2月

瀬戸市水道事業

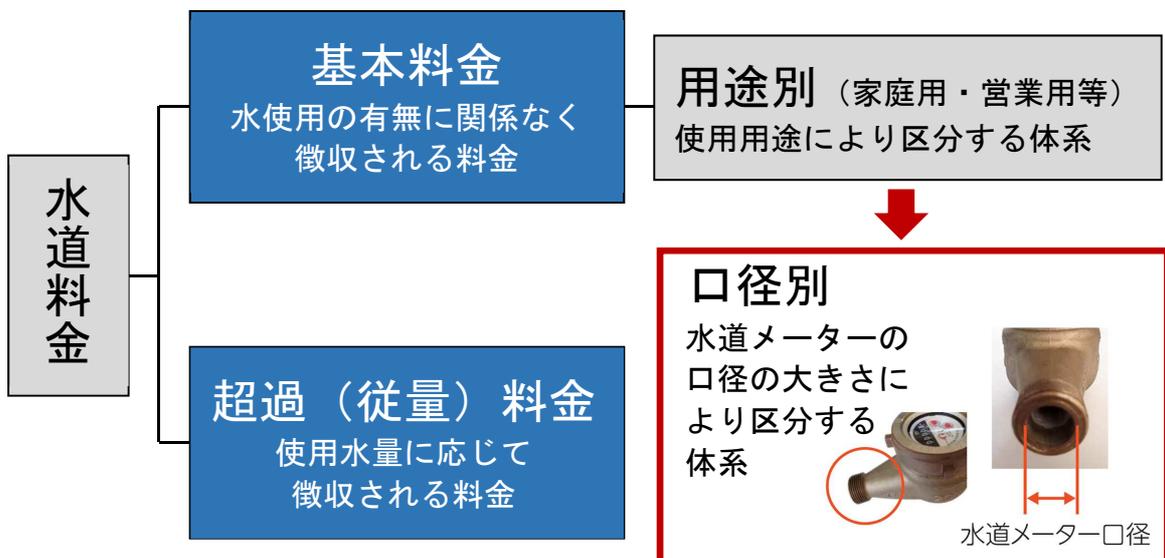
## ■適用時期

令和8年（2026年）8月請求分（7月検針）から適用されます。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基本料金		基本料金 (2か月)		基本料金 (2か月)		基本料金 (2か月)		基本料金 (2か月)		基本料金 (2か月)		基本料金 (2か月)		基本料金 (2か月)	
請求															
検針															
超過(従量)料金	超過料金 (1月中旬 ~3月中旬)		超過料金 (3月中旬 ~5月中旬)		従量料金 (5月中旬 ~7月中旬)		従量料金 (7月中旬 ~9月中旬)		従量料金 (9月中旬 ~11月中旬)		従量料金 (11月中旬 ~1月中旬)		従量料金 (1月中旬 ~3月中旬)		
	現料金体系							新料金体系							
				令和8年4月1日改定				適用時期							

## ■水道料金の仕組み

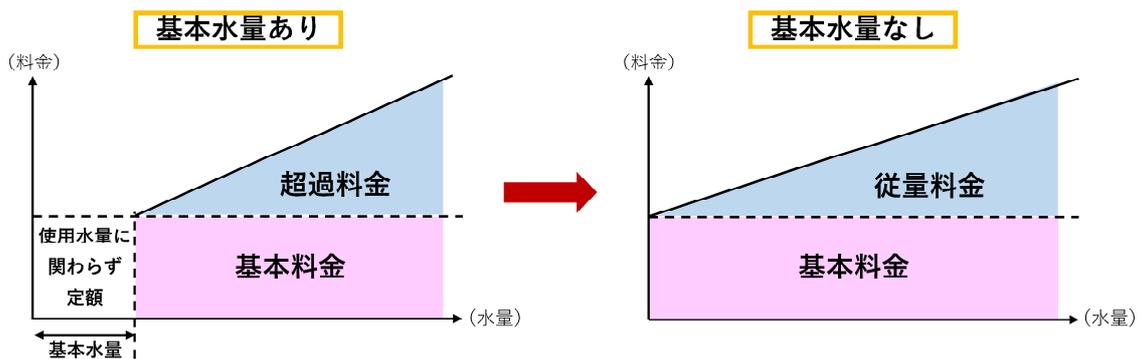
基本料金について、用途別から口径別へ変更します。



## ■基本水量制の廃止・従量料金への名称変更

一定水量の利用を促進し、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図ることを目的に採用されていた**基本水量制**（※）を廃止します。

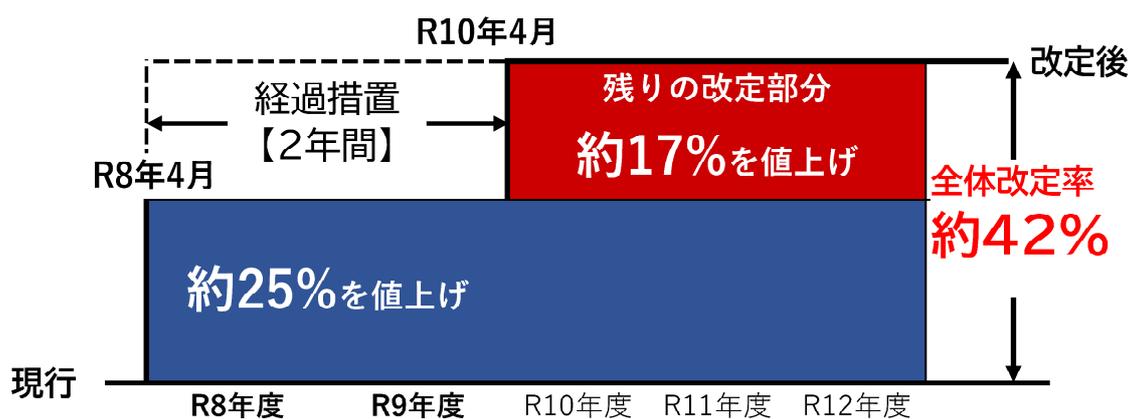
これに合わせて、使用水量に応じて徴収する料金の名称を**従量料金**に変更します。



※定額でサービスを受けることができる一方、料金の利用者負担について不公平が生じます。

## ■料金改定と経過措置

一全体の改定率は約42%となりますが、急激な負担増加を和らげるため、従量料金部分を段階的に改定する「経過措置」を2年間設定します。



※個々の改定率はメーター口径と使用水量によって変動するため、上図に示した全体改定率約42%とは異なります。

## ■水道料金表

### 現行料金

(2か月/税抜)

用途	基本料金	超過料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)				
		1から 20まで	21から 40まで	41から 100まで	101から 200まで	201以上
家庭用	1,950円	0円	155円	200円	255円	255円
営業用	1,950円	0円	170円	210円	255円	280円
湯屋営業用	1,510円	0円	80円	80円	80円	80円
散水用	2,590円	0円	170円	210円	255円	280円
臨時用	2,590円	0円	170円	210円	255円	280円

口径	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm
メーター 使用料	80円	100円	160円	320円	720円	1,000円	1,200円	3,800円



### 改定後料金

(2か月/税抜)

口径	基本料金	従量料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)				
		1から 20まで	21から 40まで	41から 100まで	101から 200まで	201以上
13mm	2,030円	60円 (※0円)	200円	270円	320円	350円
20mm	2,490円					
25mm	2,740円					
40mm	2,990円					
50mm	8,320円					
75mm	13,090円					
100mm	13,860円					
150mm	29,650円					

※経過措置期間(令和8年4月から令和10年3月)中は、1m<sup>3</sup>から20m<sup>3</sup>までの従量料金が0円となります。

※メーター使用料は廃止します。

## ■水道料金計算方法

- メーター口径 20 mm、2 か月で 50m<sup>3</sup> ご使用の場合

このお知らせでは納付はできません。※インボイスとしてご利用できます。

### 上下水道使用水量・料金のお知らせ

年度 期分 ( 月 日 ~ 月 日 )

ご使用者名 (株) 株式会社 神田建設 様  
ご使用場所 (〒) 東京都中央区 本町 1-1-1

今回メーター指示数 50 m<sup>3</sup>  
 前回メーター指示数(-) 0 m<sup>3</sup>  
 振替時水量 50 m<sup>3</sup>  
**ご使用水量 50 m<sup>3</sup>**

口径 20 mm

上水道料金 円  
 下水道使用料 円  
 ご請求予定金額 円  
 前期水量 m<sup>3</sup> 前年同期水量 m<sup>3</sup>

検針日 月 日 検針員

**口径 20 mm**      **ご使用水量 50m<sup>3</sup>**

### ▼経過措置期間

10,109 円

基本料金 2,490 円

+

従量料金 6,700 円

$20\text{m}^3 \times 0 \text{円} = 0 \text{円}$   
 $20\text{m}^3 \times 200 \text{円} = 4,000 \text{円}$   
 $10\text{m}^3 \times 270 \text{円} = 2,700 \text{円}$

+

消費税 919 円

### ▼改定後

11,429 円

基本料金 2,490 円

+

従量料金 7,900 円

$20\text{m}^3 \times 60 \text{円} = 1,200 \text{円}$   
 $20\text{m}^3 \times 200 \text{円} = 4,000 \text{円}$   
 $10\text{m}^3 \times 270 \text{円} = 2,700 \text{円}$

+

消費税 1,039 円

## ■水道料金モデルケース

現行の家庭用利用者を想定したモデルケースを以下に示します。

口径	使用水量	現行 (A)	経過措置 (B)	差額 (B)-(A)	改定後 (C)	差額 (C)-(A)
13 mm	20m <sup>3</sup> 	2,233 円	2,233 円	0 円	3,553 円	+1,320 円
	30 m <sup>3</sup> 	3,938 円	4,433 円	+495 円	5,753 円	+1,815 円
	40 m <sup>3</sup> 	5,643 円	6,633 円	+990 円	7,953 円	+2,310 円
	50 m <sup>3</sup> 	7,843 円	9,603 円	+1,760 円	10,923 円	+3,080 円
20 mm	20m <sup>3</sup> 	2,255 円	2,739 円	+484 円	4,059 円	+1,804 円
	30 m <sup>3</sup> 	3,960 円	4,939 円	+979 円	6,259 円	+2,299 円
	40 m <sup>3</sup> 	5,665 円	7,139 円	+1,474 円	8,459 円	+2,794 円
	50 m <sup>3</sup> 	7,865 円	10,109 円	+2,244 円	11,429 円	+3,564 円

※使用水量欄のイラストはモデルケースのため、生活の仕方や季節等によって、実際の使用水量は異なります。

県内水道事業体の料金改定の動向

資料2

通番	事業体	適用日	改定率	区分	適用予定日	改定率案	備考
1	名古屋市	R7.10.1	10%				
2	豊橋市	R8.4.1	15.1%				
3	岡崎市	R7.10.1	9.7%				
4	一宮市	R6.10.1	15%				
5	瀬戸市	R8.4.1	42.57%				
6	半田市			審議会	R8.10.1	18.70%	
7	春日井市			審議会	R9	25.9%	資産維持率0.6%の場合
8	豊川市						R7.6 経営審議会設置
9	津島市	R8.4.1	23%				
10	碧南市			審議会	R9.2.1	24.28%	料金改定は最短の場合
11	刈谷市	R8.4.1	30%				
12	豊田市	R6.4.1	5.5%				
13	安城市	R8.4.1	15%				
14	西尾市	R7.10.1	15%				
15	蒲郡市	R7.4.1	5.7%				
16	犬山市						R7.4経営戦略検討委員会設置
17	常滑市	R8.4.1	－%				
18	江南市	R7.4.1	9.4%				
19	小牧市						R10料金改定検討（経営戦略）
20	稲沢市			審議会	R9	15%	
21	新城市	R6.8.1	7%				
22	東海市	R8.4.1	16.8%				
23	大府市	R8.6.1	6%				
24	知多市	R8.4.1	23.3%				
25	知立市			審議会	R8	15%	
26	尾張旭市	R8.4.1	11.0%				
27	高浜市						R11料金改定想定（経営戦略）
28	岩倉市			答申	R9.4.1	30%	
29	田原市	R6.4.1	18%				
30	愛西市	R6.4.1	6.75%				
31	あま市			審議会	R8	15.8%	事務局案
32	清須市	R7.10.1	10%				
33	蟹江町			審議会	R8	25%	事務局案
34	阿久比町			答申	R8.10.1	10%	
35	東浦町			審議会	R8年度	26.78%	事務局案
36	南知多町			答申	R8.10.1	29.0%	
37	美浜町	R8.4.1	7%				
38	武豊町			ビジョン	R9		
39	幸田町						
40	海部南部水道企業団						
41	北名古屋水道企業団	R8.4.1	14%				
42	丹羽広域事務組合	R4.4.1	15%				
43	愛知中部水道企業団	R7.6.1	20.40%				

	実施済・予定（R4以降）	25	
	検討中（審議会等）	12	
	不明	6	(R8.2.10時点)

(1) 収益的収支の前年度比較

(単位：千円(税込))

収 入	令和7年度 予算額	令和8年度 予算額	対前年比 増減額
1 営業収益	2,354,643	2,270,767	△ 83,876
(1) 給水収益	2,258,981	2,169,040	△ 89,941
(減免前)	2,258,981	2,619,689	360,708
(2) 受託工事収益	1,100	1,100	0
(3) その他の営業収益	94,562	100,627	6,065
2 営業外収益	361,803	818,479	456,676
(1) 受取利息	3,417	9,172	5,755
(2) 長期前受金戻入	350,511	348,326	△ 2,185
(3) 消費税還付金	1	1	0
(4) 雑収益	7,874	6,745	△ 1,129
(5) 他会計補助金	0	454,235	454,235
3 特別利益	3	3	0
(1) 固定資産売却益	1	1	0
(2) 過年度損益修正益	1	1	0
(3) その他特別利益	1	1	0
合 計	2,716,449	3,089,249	372,800

(単位：千円(税込))

支 出	令和7年度 予算額	令和8年度 予算額	対前年比 増減額
1 営業費用	2,600,479	2,722,571	122,092
(1) 原水・浄水費	1,080,465	1,136,015	55,550
(2) 配水・給水費	350,779	390,777	39,998
(3) 受託工事費	8,431	9,193	762
(4) 業務費	170,651	172,778	2,127
(5) 総係費	97,144	114,771	17,627
(6) 減価償却費	867,798	878,826	11,028
(7) 資産減耗費	25,200	20,200	△ 5,000
(8) その他の営業費用	11	11	0
2 営業外費用	31,740	47,489	15,749
(1) 支払利息	7,146	5,762	△ 1,384
(2) 支払消費税	22,094	39,227	17,133
(3) 雑支出	2,500	2,500	0
3 特別損失	4	4	0
4 予備費	3,000	3,000	0
合 計	2,635,223	2,773,064	137,841

## (2) 資本的収支の前年度比較

(単位：千円(税込))

収 入	令和7年度 予算額	令和8年度 予算額	対前年比 増減額
1 負担金	262,482	562,287	299,805
(1) 加入分担金	85,572	76,837	△ 8,735
(2) 工事負担金	157,000	464,000	307,000
(3) 消火栓設置	19,910	21,450	1,540
2 固定資産売却代金	1	1	0
合 計	262,483	562,288	299,805

(単位：千円(税込))

支 出	令和7年度 予算額	令和8年度 予算額	対前年比 増減額
1 建設改良費	1,422,227	2,091,127	668,900
(1) 整備事業費	1,406,302	2,086,539	680,237
職員給与費	60,840	48,519	△ 12,321
委託料	137,307	105,950	△ 31,357
工事請負費	1,208,110	1,931,975	723,865
負担金	0	50	50
その他	45	45	0
(2) 固定資産購入費	15,925	4,588	△ 11,337
量水器	1,292	1,203	△ 89
車両・運搬具	3,739	1,554	△ 2,185
工具・器具・備品	10,894	1,831	△ 9,063
2 企業債償還金	68,366	62,936	△ 5,430
3 投資	200,000	100,000	△ 100,000
4 予備費	5,000	5,000	0
合 計	1,695,593	2,259,063	563,470

※資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額(1,696,775千円)は、損益勘定留保資金等で補てんすることとなります。

消費税資本的収支調整額	135,743
減債積立金	0
損益勘定留保資金	1,561,032
合 計	1,696,775

※内部留保額の予想値は以下のように算定しております。

令和7年度予想値	2,142,279
令和8年度予想値	1,500,190

算定方法：流動資産+投資 - 企業債を除く固定負債 - 企業債を除く流動負債

番号	工事名	施工場所	工事概要
1	下水道関連末広町地区配水管布設替その1工事	薬師町外	φ50~100 L=680m
2	下水道関連末広町地区配水管布設替その2工事	末広町2丁目外	φ75~250 L=680m
3	下水道関連末広町地区配水管布設替その3工事	南仲之切町外	φ50~250 L=670m
4	下水道関連宝ヶ丘町地区配水管布設替工事	宝ヶ丘町外	φ50~100 L=1,320m
5	(債務負担行為R7~R8) 上之山13号線外老朽管布設替工事	上之山町3丁目外	φ50~150 L=970m
6	(債務負担行為R7~R8) 赤津1号線外老朽管布設替工事	赤津町外	φ50~75 L=500m
7	(債務負担行為R8~R9) 岩屋堂線外老朽管布設替工事	岩屋町	φ50~75 L=870m
8	(債務負担行為R8~R9) 品野41号線外老朽管布設替工事	品野町3丁目外	φ50~75 L=700m
9	(債務負担行為R8~R9) 若宮配水場水位調整弁老朽管布設替工事	若宮町1丁目	φ200 N=1基
10	重要施設配水管布設替工事	中水野町1丁目外	φ50~450 L=1,400m
11	国道155号歩道整備関連配水管布設工事	山口町	φ75~100 L=100m
12	県道瀬戸設楽線道路改良関連配水管布設替工事	川合町	φ50~200 L=470m
13	陣屋線道路改良関連配水管布設替工事	進陶町外	φ75~200 L=210m
14	蛇ヶ洞浄水場急速ろ過池表洗管更新工事	広之田町	φ75~150 N=2池分
15	(債務負担行為R8~R9) 岩屋堂配水ポンプ更新工事	岩屋町	ポンプ N=1基
16	(継続費 R6~R8) サンヒル上之山ポンプ場機械設備更新工事	上之山町2丁目	機械設備 N=1式
17	(継続費 R6~R8) サンヒル上之山ポンプ場電気設備更新工事	上之山町2丁目	電気設備 N=1式
18	(継続費 R6~R8) サンヒル上之山ポンプ場非常用発電機新設に伴う造成及びポンプ棟改修建築工事	上之山町2丁目	建築 N=1式
19	(継続費 R6~R8) サンヒル上之山配水区配水連絡管布設工事	上之山町2丁目	φ100~200 L=10m

